

(教職員向け)ソーシャルメディア利用のためのガイドライン

学校法人近畿大学は、知識や経験などを広く発信し社会に貢献する手段としての情報発信、コミュニケーション活動を、業務の内外を問わず推進してきました。その一方で、これらの活動には責任が伴い、法令違反に対しては、学校法人近畿大学はもちろん利害関係団体並びに個人との間で民事訴訟を提起されることもあるのみならず、刑事罰を科されることもあります。特にオンライン上でのコミュニケーション活動(Facebook, twitter, mixi, google+ など)においては、情報の伝播する速度、インターネットの恒久性などにより、わずかな油断や過ちが大きな問題に発展することが懸念されます。

つきましては、次のとおりソーシャルメディア利用におけるガイドラインを作成いたしましたので、十分にご注意の上、学校法人近畿大学の教職員として責任あるコミュニケーション活動を行ってください。

1. 法令遵守

日本国内の法令についての遵守はもとより、諸外国法令や国際法規についても遵守を心掛けてください。特に、著作権などの権利については、その保護や尊重につき教育研究機関として重い責任が伴うことを自覚してください。

2. 個人の尊重

コミュニケーション活動の基本として、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、異なる意見や考え、生き方を互いに認め合うことを心掛けてください。

3. 守秘義務と機密保持

個人情報や職務上又は研究上の機密など、不適切な情報を発信することがないように注意してください。

4. 正確な情報の記載

教育研究機関に所属する一員として、正確な情報を伝えるようにしてください。一度発信した情報は瞬時に拡散し、修正、削除など、事後のコントロールができません。意図的か否かを問わず虚偽や不確かな情報を発信することは、近畿大学のみならず、学生や教職員の名誉と信頼までも損なうこととなります。

5. 免責文の記載

オンライン上での私的なコミュニケーション活動を行う際は、近畿大学の構成員であることを明らかにした上で、自身の意見・見解が近畿大学を代表・代弁するものではないことを明記してください。

6. 自分自身のプライバシーの保護

個人情報を登録・公開する際には、利用するサービスの内容を十分に検討した上で行うようにしてください。オンライン上でのコミュニケーションでは、情報を削除しても第三者において保存・アーカイブ化され、将来にわたり人物情報として利用されるおそれがあります。個人情報以外にも行動履歴等から個人特定等につながる事例もありますので、十分に注意してください。

7. 問題発生時の調査の実施

構成員が近畿大学の情報環境を利用して行ったコミュニケーション活動が刑事上の問題となった場合又はその可能性がある場合は、近畿大学として関係機関と協議調整の上、そのコミュニケーション活動について調査することがあります。

8. ウィルス、ハッキング、スパムなどの防衛

ソーシャルメディアの浸透に併せて不正に個人情報を収集するウィルス、ハッキング、スパムなども増加しています。それらの攻撃に備え、業務のために貸与される機器以外を利用する場合は適切な対策ソフトを導入するとともに、貸与機器か否かにかかわらず、OS・対策ソフトのアップデートやデータのバックアップなどの対策を行ってください。

以上

作成 平成 25 年 10 月
近畿大学広報部